

むつ 市政だより 2.10

2014年 No.806



『今年書きはじめ 気持ちを込めて!』
1月11日(土) 第44回むつ市かきぞめ大会(むつ地区)

主な内容

- | | | | |
|--------------------------------|-----------|-------------------------|-------------|
| ◇【特集】下北・むつ市企業連携協議会
主な取組のご紹介 | … 2p ~ 3p | ◇「火の用心」電気配線からの火災に注意! | … 11p |
| ◇「市民の声」公表します! ほか | … 4p ~ 5p | ◇議会だより(第218回定例会) | … 12p ~ 20p |
| ◇エイミーのヨモヤマ話 ほか | … 6p ~ 7p | ◇【連載】消費生活センターだより Vol.19 | … 21p |
| ◇国民年金 ご存知ですか? ほか | … 8p ~ 9p | ◇お元気ですか! 保健コーナー | … 22p ~ 23p |
| ◇ダンボールコンポスト モニター結果 | … 10p | ◇むつ市情報ポケット | … 24p ~ 27p |
| | | ◇ある日、どこかで・・・ | … 28p |

おめでとうございます！ 合格者のみなさん 喜びの 声 と取り組み状況を紹介

第2種放射線取扱主任者試験合格者

長濱 徹哉 さん

感想：以前、受験に失敗しリベンジを誓い、福島原発の事故以降、再び受験する気が高まり受講しました。一人で勉強してたら途中で投げ出していたかもしれませんが、先生の面白い話と分かりやすい説明、みなさんの頑張る姿を毎月見ることで合格することができました。

取組：前半は教科書に引いたアンダーラインをノートに書き写して、ノートを何回も読んでいたのですが、講義のたびに量が多くなって効率的でなくなったので、後半は原子力安全技術センターのホームページから過去問題を印刷し、詳しい解答を書き込みました。間違った箇所は教科書に戻って再確認するようにしました。

小林 悟 さん

感想：定年退職に伴い就職活動を行っていましたが、なかなか見つからず、今、下北で必要とされている資格は「これだ！」と思い受講しました。今後は、放射線関係の仕事に就きたいです。

取組：テキストが終わってからは、1時間以上時間がある時は、過去問題を均等に勉強し、時間が少ない時は、手帳に書き写した必要なところを読んでいました。

秋元 文弥 さん

感想：震災で放射線に興味を持ち、受講しました。最初は何を勉強しているかわからない状態でしたが、内野先生の機知に富んだお話はとても楽しく、毎月の講習会が楽しみ↑



今回合格されたみなさん(前列)

でした。これからは、第1種の取得も目指し、下北のために活かせればと思っています。

取組：毎日続けることを心掛けて平日は最低1時間、休日は図書館の開館から閉館まで勉強しました。計算問題がわからず、解けるようになったのは、試験の1週間前でした。

田中 千尋 さん

感想：この資格を就職に活かしたいと思い受講しました。講習内容は大変わかりやすく、意欲的に取り組むことができました。正式に資格を取得した後、就職に活かしたいと考えています。

取組：過去問題を徹底的にやり、わからないところは、わかるまでテキストを読み直しました。

小向 和真 さん むつ工業高校電気科3年

感想：以前から原子力に興味があったので、挑戦してみたいと思い受講しました。合格したと知って非常に驚きました。講師の先生、関係者の方には、本当に感謝しています。就職が内定しているため、今後は、職場でこの資格を活かしていけるように頑張りたいです。

取組：テキストの中で大事だと思ったことをノートにまとめ、試験の直前には、問題と合わせて勉強しました。

須藤 凌馬 さん むつ工業高校設備・エネルギー科2年

感想：就職に有利になるようにたくさんの資格を取得しようと思い受講しました。講習会では、大切なことを中心に教えていただけるので、とてもためになりました。何か月前から講習を受け、コツコツ勉強した成果が実り、とても嬉しかったです。この資格を活かせる職業に就き、会社に貢献できるよう頑張りたいと思います。

取組：教材を一通り読んで後、過去問題を10年分くらい解きました。

山田 侑季 さん

むつ工業高校設備・エネルギー科2年

感想：高校入学前から市政だよりでこの資格に興味を持ち、講習会に参加しました。講師の先生が楽しくてとてもわかりやすく教えてくださり、合格につながりました。とても難しくて自信がありませんでしたが、結果を知ってとても驚き、安心しました。今回の試験合格で自分に自信が持てるようになったと思います。

取組：試験直前の夏休みを利用し、過去の問題を繰り返し解きました。

特集 下北・むつ市企業連携協議会 主な取組のご紹介

「下北・むつ市企業連携協議会」(事務局・市産業政策課内)は、下北地域の新たな産業振興や企業の技術力向上を促進し、地域内の雇用を確保することを目的に、平成21年11月25日に設立しました。会員数は地元の企業や団体などを中心に77団体を数え、会長はむつ市長が務めています。当協議会では、企業の技術力向上や地元高校生をはじめとした地域住民の就業機会確保などを目指し、さまざまな取組を行なっています。これまでの取組の一部をご紹介します。

〈詳しくは〉
市産業政策課内
下北・むつ市企業連携協議会
☎22-1111 内線 2612

主な取組

◆総会の開催

年間の事業計画や予算審議などの他、下北地域に立地、建設中の原子力関連施設の現状、今後の見通しについて、東京電力(株)、東北電力(株)、電源開発(株)、リサイクル燃料貯蔵(株)各社から説明を受けました。



総会の様子

◆要望活動

防衛省関連の公共工事、事務用品等の地元受注が減少していることから、受注改善に向けた取り組みを図るべく、防衛省、内閣府等に対し、要望活動を実施しています。



防衛省へ要望

◆講習会の開催

企業の技術力向上と地域住民ならびに高校生の就業機会確保を目的に第2種放射線取扱主任者受験対策講習会を実施し、31名(うち高校生14名)に受講いただきました。



講習会の様子



第2種放射線取扱主任者試験 講習会受講生9名が合格！ むつ工生3名も見事合格！

平成24年12月から平成25年8月まで行われた「第2種放射線取扱主任者受験対策講習会」を受講した28名(うち高校生12名)が試験に挑み、見事9名が合格しました。昨年、一昨年に続き、3年連続で現役高校生が合格するという快挙を達成し、合格率32.1%も全国平均30.1%を上回りました。



合格者に頭章状を授与

軽自動車（原付自転車・自動二輪・軽四輪車等）の異動手続きはお済みですか？

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に課税されますが、4月1日までに手続きが完了されないと、所有していないにもかかわらず課税されたり、所有者が変わったにもかかわらず前の所有者に課税されます。なお、3月になりますと窓口の混雑が予想されますので、手続きはお早めをお願いします。

- ◆原付自転車・小型特殊自動車…市民税担当
 - ・手続きには、印鑑とナンバープレート（廃車の場合）が必要です。
 - ・ナンバープレートを紛失した場合はお問い合わせください。
- ◆上記以外の軽自動車…下北自動車協会（むつ車検場） ☎22-2550

詳細は、「むつ市民便利帳」76ページ「軽自動車税」をご覧ください。

〈詳しくは〉市民税担当

市税における延滞金等の割合が改正されました！

本年1月1日から、国税における延滞金等の割合の見直しに合わせ、市税における延滞金および還付加算金の割合が次のとおり見直されました。

〈延滞金の割合〉

特例基準割合に年7.3%を加算した割合とします。

（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年1%を加算した割合）

〈還付加算金の割合〉 特例基準割合とします。

《特例基準割合の定義》

改正前	改正後
各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に、年4%を加算した割合	各年の前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均割合に、年1%を加算した割合

《改正前との比較》

	改正前		改正後	
	本則	改正前の特例（注1）	改正後の特例（注1）	改正後の基準による平成26年中の割合（注2）
延滞金（納期限1か月経過後）	14.6%	なし	特例基準割合 + 7.3%	9.2%
延滞金（納期限1か月以内）	7.3%	特例基準割合	特例基準割合 + 1%	2.9%
還付加算金	7.3%	特例基準割合	特例基準割合	1.9%

（注1） 特例の割合が本則の割合を超える場合は、本則の割合とします。

（注2） 特例基準割合を、「平成26年中における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利（0.9%） + 1% = 1.9%」として算出しています。

〈詳しくは〉収納担当

暮らしに役立つ 税情報



〈問合せ先一覧〉

市税務課	☎22-1111
市民税担当	内線2212～2215
固定資産税担当	内線2222～2225
納税管理担当	内線2252・2253
収納担当	内線2232～2236
川内庁舎管理課	☎42-2111
大畑庁舎管理課	☎34-2111
脇野沢庁舎管理課	☎44-2111

～「市民の声」公表します！～ 11・12月分

市では、市民のみなさま（団体を除く）からいただいたご意見やご要望等のうち、氏名が明記され、回答を希望されたもので、かつ、特定の個人を誹謗、中傷しているものや公序良俗に反するものなどを除いたものについて、その内容を市政だよりやホームページで公表しています。

11月・12月は、36件のご意見などをいただいています。そのうち上記に該当する3件を公表します。

〈問合せ先〉

市秘書広聴課広報広聴担当	☎22-1111 内線2155
川内庁舎管理課	☎42-2111
大畑庁舎管理課	☎34-2111
脇野沢庁舎管理課	☎44-2111

釜臥山展望台について

【要望】

11月4日に釜臥山展望台に向かいましたが、冬季閉鎖のため、パノラマライン入り口の門が閉まっていた。

もっと手前から看板等で、「何月何日から冬季のため封鎖します！」などと表示すべきだと思います。かなりの観光客がUターンしていました。もう少し気配りがあれば良いと思います。

【回答】 担当：商工観光課

この度はご迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。

「釜臥山展望台」および「かまふせパノラマライン」は、利用者の安全を確保するため、毎年11月3日をもって閉鎖しています。

このことについては、毎年春に、市政だより、ラジオ、ホームページ等によりお知らせしていますが、今後は、通行可能期間について、秋にも広報することとします。

冬季の封鎖をお知らせする看板の設置については、道路管理者である県との協議が必要となりますが、設置に向けて検討します。



下水道工事について

【意見】

冬場になると、午前7時半頃から午後5時過ぎまで工事をしています。

許可があるにしても約10時間も工事され、工事車両の騒音がひどく、警察に2度ほど注意してもらいましたが、変わりません。何とかならないでしょうか？

【回答】 担当：下水道課

工事中の騒音については、現場周辺のみなさまに、大変ご迷惑をお掛けしています。

工事時間帯および工事車両については、施工業者に対し注意・指導していきます。

また、住宅地周辺においては、低騒音機械の使用等による騒音対策に努めていきます。

職員の出勤時間について

【意見】

午前8時29分、職員が出勤中なのを見かけましたが、8時30分に間に合うでしょうか？

【回答】 担当：総務課

当市の就業規程では、一部の業務を除き、午前8時30分から午後5時15分までが就業時間となっており、8時30分には来庁されたお客様に対し、業務および行政サービスの提供を行わなければなりません。ご指摘のありましたように、交通事情等により遅刻する職員もいます。

本来であれば、あらゆる状況も予測して登庁しなければなりません。また、やむを得ない場合は、時間単位の休暇取得として対応しています。

また、このような事例が度重なる場合、市民の信頼を損ねると判断される行為等については、懲戒処分の対象となります。

一方、一部の業務では、勤務時間が午前9時からとなる非常勤職員や、保育所の早番勤務の職員および図書館等出先機関の職員が、出勤後に本庁舎に移動し、所用をこなすといった場合もあります。

また、育児休業などの取得により、8時30分からの勤務ではない職員もいます。

行政サービスを提供する側として、時間を守ることは当然の義務であり、今回のご指摘を真摯に受け止め、改めて、職員に対し、適切に対応するよう注意喚起していきます。

むつ総合病院 平成 26 年度 臨時職員登録者募集

職 種	勤務時間	賃金日額	主な休日
臨時事務補助	8:15 ~ 17:00	日額 5,611 円	土曜・日曜・祝日
臨時看護助手	8:30 ~ 17:15 (病棟) 8:15 ~ 17:00 (外来等)	日額 6,913 円	所属長の指定する日

〈臨時看護助手の主な業務〉

医療機器の洗浄・滅菌、病棟のシーツ交換、
患者の食事介助・入浴介助、看護師の補助業務

〈臨時事務補助の主な業務〉事務の補助業務

〈申込受付時間〉午前 8 時 30 分～午後 5 時

※土曜・日曜・祝日および正午～午後 1 時を除く

〈申込方法〉

病院指定の履歴書（総務課人事係で配付）を本人持参ま
たは郵送

〈任用方法〉

書類選考で選ばれた方に対し、面接試験を実施します。
なお、一度登録されますと、当該年度末まで臨時職員
希望者として登録されます。

※今年度中に登録された方で、平成 26 年度も引き続き登録
を希望される方は再度登録していただく必要があります。

〈勤務条件〉

・資格、免許等の有無は問いません。
・必要に応じ、早出、遅出、休日等時間外勤務をして
いただく場合があります。

その他詳細についてはお問い合わせください。



〈問合せ・申込先〉

〒035-8601 むつ市小川町 1-2-8
むつ総合病院総務課人事係
☎ 22-2111 内線 3221

平成 26 年度 一部事務組合下北医療センター 看護師等修学資金貸与制度希望者募集

一部事務組合下北医療センターでは、看護師および助産師の充足を図ることを目的として、将来「むつ総合病院」で
看護師または助産師としてその業務に従事しようとする方で、平成 26 年 4 月から養成施設に入学する方を対象に、修
学に必要な資金を貸与する制度を実施します。

〈対象〉

看護師または助産師免許取得後、むつ総合病院でその
業務に従事しようとする方で、平成 26 年 4 月より看
護師または助産師学校、大学等の養成施設に入学され
る方

〈選考基準〉

申請書類により志望動機、家族構成、経済状況等を総
合的に判断し決定

〈貸与期間〉

平成 26 年 4 月 1 日～貸与される方が在学する養成施
設の正規の修学期間

〈貸与額〉月額 50,000 円

〈募集人員〉20 名(予定)

〈募集期間〉4 月 1 日(火)～5 月 12 日(月)

〈提出書類〉

・修学資金貸与申請書
・看護師等養成施設の在学証明書

募集要項および申請書類は、むつ総合病院総務課で
配付しています。

詳細についてはお問い合わせください。

〈問合せ・申込先〉

〒035-8601 むつ市小川町 1-2-8
むつ総合病院総務課人事係 ☎ 22-2111 内線 3873

バレンタイン・デー

今年は季節にあった文化の違いを紹介しようと思っています
ので、今月はさっそくバレンタイン・デーについて紹介し
ます。知っている人も多いかと思いますが、アメリカと日本
のバレンタイン・デーはかなり違います。

日本では女性が男性にチョコを贈りますが、アメリカでは
男性が女性にあげるのが一般的です。チョコを贈る人もいま
すが、花やカードを贈ることのほうが多いです。またはお洒
落なレストランを予約し、ロマンティックなディナーを食べ
るカップルがたくさんいて、バレンタイン・デーはレストラ
ンが非常に混みます。また、バレンタイン・メニューという
特別なセット・メニューを出すレストランも少なくないです。
女性からもカードやプレゼント（ネクタイ、財布など）をバ
レンタイン・デーにあげるの、日本のホワイト・デーのよう
なものはありません。

バレンタイン・デーに小学生は「バレンタイン」という名の
小さなカードをクラスメイト全員に配ることが一般的です。
1 つの箱に名刺サイズのカードが 30 枚ほど入っていて、1
箱を買えばクラス全員分があります。1 月中旬になれば、スー
パーやデパートに \$5 (約 500 円) ぐらいで売っていて、子
どもに人気のキャラクターやシール付き、キャンディー付きの
カードもあり、一箱に 4 種類ほどのデザインが入っています。
学校によって違いますが、私が 1 年生のときは全員に配るの
が強制でした。2 年生のときからは「配らなくてもいいけど、
何かを配る場合は全員分」というルールがありました。一つ
ももらえない人が寂しい思いをしないためのルールです。私
は 6 年生まで毎年配りましたが、他に配った子はクラスの 3
分の 1 ぐらいでした。カードには From your Valentine や Be
My Valentine と書いてありますが、Valentine は特別な人、ま

Amy's Essay ～エイミーのヨモヤマ話～



国際交流推進員 山道エイミー

たは大人のカードの場合は恋人という意味で使います。

中学生のときは、特にルールがなく、彼氏もいなかったの
で、友達にチョコやキャンディーを配ったり、もらったりし
ていました。中学校のときのカードは両親やおばあさん、お
じいさんからもらうだけでした。または中学校の生徒会の活
動で、菊の花 1 本を \$1 で買い、恋人や友達に送ることがで
き、6 時間目の途中に生徒会の人々が教室まで持ってくるこ
とになっていました。

日本と似ているところと言えば、アメリカではバレンタ
イン・デーに告白する人やプロポーズする人が 1 年で一番多い
日だそうです。私も実は 6 年前のバレンタイン・デーにブラ
ウニー（チョコレート・ケーキ）を渡し今の夫に告白しまし
た。日本のバレンタイン・デーやホワイト・デーも
楽しくて、毎年、職場や
友達にチョコを配り、ホ
ワイト・デーにお返しを
もらうのが楽しみなの
ですが、アメリカ人なので、
内心バレンタイン・デー
に何ももらわないのが少
し寂しいです。



中央公民館勤務 市社会教育指導員募集

〈応募資格〉次のいずれかに該当する方

- ・社会教育主事の資格または社会教育主事の経験があ
る方
- ・教員免許をお持ちでかつ学校教育の経験がある方
- ・社会教育関係団体の指導者としての経験または社会
教育に関する学識経験を有すると認められる方
- ・そのほか社会教育に関する学識経験を有すると認め
られる方

〈業務内容〉

社会教育の特定分野についての指導および学習相談、
社会教育団体の育成その他社会教育の振興に必要な事
項の指導および助言

〈募集人数〉2 名

〈選考方法〉第一次選考…書類審査 第二次選考…面接

〈必要書類〉

- ・応募申込書(履歴書) ※指定の様式に自筆
- ・社会教育主事または教員免許状の写し

〈応募申込書配布場所〉

市中央公民館、本庁舎総合案内、各庁舎管理課、各公
民館

※郵便で請求する場合は、返信用封筒(長 3 封筒に 80
円切手を貼付、宛名を明記)を同封のうえ、ご請求く
ださい。

〈申込受付期間〉2 月 20 日(木)～3 月 6 日(木) (消印有効)
午前 9 時～午後 5 時

※封筒表面に「社会教育指導員応募」と朱書きしてください。

〈問合せ・申込先〉

〒035-0085 むつ市大湊浜町 13-1 市中央公民館 ☎ 24-1224

国民年金「ご存知ですか？」 2年前納・学生納付特例制度

◆口座振替による「2年前納」が始まります！

これまで国民年金保険料の納付については、口座振替で1年（12か月）分を一括で納める1年前納が最大の割引を受けられる方法でした。平成25年度では年間3千780円の割引。平成26年4月末の振替分から、割引額により大きな2年前納がご利用いただけるようになります。

＜2年前納の特徴＞

- ①2年（24か月）分を一括で納付することで、2年間で1万4千円程度の割引となります。（平成25年度保険料をもとにした見込額）
- ②口座振替をご利用することにより、納め忘れを防ぐことができます。

2年前納は口座振替のみご利用が可能で、預貯金口座をお持ちの金融機関（郵便局含む）の窓口、または年金事務所まで手続きができます。申し込み期限は毎年2月末までとなります。4月からの保険料額および前納による割引額については、2月下旬に決定します。詳しくは、むつ市年金事務所へお問い合わせください。

◆「学生納付特例制度」の更新申請をお忘れなく

学生納付特例とは、所得の少ない学生が申請し、承認されることで、国民年金保険料の納付が猶予（先送り）され、保険料の未納期間を生じないようにするための制度です。

すでに申請を済ませ承認された方で、引き続き平成26年度も在学予定の場合には日本年金機構から3月下旬にハガキ（更新申請書）が送付されます。

毎年度、更新手続きが必要となりますが、ハガキに必要事項を記入のうえ、返送することで平成26年度分（平成26年4月分〜平成27年3月分）の申請をすることができます。

ハガキを紛失された場合または新規に平成26年度分の申請をする場合には、4月以降に申請する必要があります。次のものを、用意のうえ、市国保年金課で手続きをお願いします。

- ＜持参するもの＞
- ◎学生証の写し
- または新年度（4月1日以降）発行の在学証明書
- ◎印鑑（認印可、ゴム印は不可）

＜問合せ先＞
むつ市年金事務所
☎22-22278
市国保年金課国民年金担当
☎22-11111 内線2442
各庁舎市民福祉課
川内庁舎 ☎42-21111
大畑庁舎 ☎34-21111
脇野沢庁舎 ☎44-21111

『むつ市健康増進計画（健康むつ21第2次計画）』（案） パブリックコメント実施

みなさまからの声をお待ちしています

市では、これまでの「むつ市保健計画（健康むつ21）」の計画期間満了に伴い、「むつ市健康増進計画（健康むつ21第2次計画）」（案）を策定しました。

これまでの取組や評価を踏まえながら、「市民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりと健康寿命の延伸」を全体目標に掲げ、健やかな子育て支援や食育活動の推進、肥満予防対策やたばこ・アルコール対策、また、若い世代からの健康意識の向上など、ライフステージに応じた生活習慣の改善を図りながら、生涯を通じて健康づくりの推進を目指してまいります。

「むつ市健康増進計画（健康むつ21第2次計画）」（案）に対して、市民のみなさまのご意見を伺います。

＜意見募集期間＞
2月10日（月）
～3月5日（水）

＜計画（案）縦覧場所＞

- 市健康推進課、各庁舎管理課、市立図書館、市中央公民館、むつ来さまい館

計画（案）は縦覧のほか、希望される方には配布または郵送します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

＜意見を提出できる方＞
市内在住・在勤・在学の方

や市内に事業所のある団体、パブリックコメントの案件に関する方（市内外を問いません）

＜提出方法＞

指定の様式により、市健康推進課へ電子メール、FAX、郵送またはご持参ください。様式は縦覧場所で配布するか、希望される方には郵送します。また、様式は市ホームページからダウンロードできます。

＜ダウンロード方法＞

【市ホームページトップ画面】
「市民協働参画のまちづくり」画面

＜問合せ・応募先＞

〒035-8686
むつ市中央1-8-1
市健康増進課母子保健担当
☎22-11111 内線2571
☎22-15044
mtkekou@city.mutsu.lg.jp
市ホームページ
http://www.city.mutsu.lg.jp/

↓「パブリックコメント」制

＜その他＞

- ・電話や来庁による口頭での意見はお受けできませんので、ご承知ください。
- ・お寄せいただいたご意見は計画策定の参考にさせていただきます。
- ・個々のご意見には直接回答しませんので、あらかじめご了承ください。

第41回「海をきれいにする運動」優秀作品表彰 市内18名が受賞！

この表彰は、県下全沿岸域を対象に小・中学生から「海の環境保全」の必要性を訴える作品（図画、ポスター、標語、作文）を募集し、優秀作品に選ばれた方を表彰するもので、今回は36校、589作品の応募があり、47作品が受賞しました。

市内では標語の部、ポスターの部で計18名が受賞されました。表彰を受けられたみなさま、このたびの受賞、誠にありがとうございます。市内の全受賞者の作品は市役所本庁舎商工観光課前に2月末日まで掲示します！

《標語の部》

- 準特選 ポイ捨てをしない心とさせない勇氣
川内小学校6年 納谷 優助
「ダメだよ」と止める勇氣が海を守る
大畑中学校1年 釜田 涼花
- 佳作 「捨てないで」環境を守る合い言葉
脇野沢小学校5年 木下 美羽
落ちてても見てないふりが海汚す
大畑中学校1年 岩崎 夏季



川内小学校 5年 野里 史織

＜詳しくは＞
市農林水産課水産担当
☎22-1111 内線 2633

《ポスターの部》 特選



大平小学校 3年 小林 大悟

準特選



奥内小学校 6年 立石 愛海



大平中学校 2年 米内 春花

佳作

- 大平中学校 1年 外崎 詠子
- 大平中学校 1年 北田 唯乃
- 大平中学校 2年 吉丸 翔也
- 大平中学校 3年 鈴木 優花
- 川内小学校 5年 村口 春樹

- 川内小学校 2年 石倉 康多
- 川内小学校 5年 高橋 来夢
- 川内小学校 5年 喜田 桜矢
- 川内小学校 5年 杉山 琴美
- 大平小学校 5年 高草木 結翔

「火の用心」電気配線からの火災に注意！

意外なことに、直接火を使わない電気器具からの火災は、全国で年間 2,219 件発生しており、放火、タバコ、こんろ等に続いて、火災原因の中でも上位を占めています。そのうち電気配線からの出火は 1,297 件となっており、電気器具からの火災原因の半数以上を占めています。（平成 25 年版消防白書）

では、電気配線からの火災を防ぐためにはどうしたら良いのでしょうか？

◆コンセントの差し込み口に注意

コンセントの差し込み口が、きちんと差し込まれていない状態に、ホコリが付いて湿気を含むと、ショートを起こして火災になることがあります。

- ①コンセントのプラグがきちんと差し込まれているか？
- ②ホコリが付いていないか？

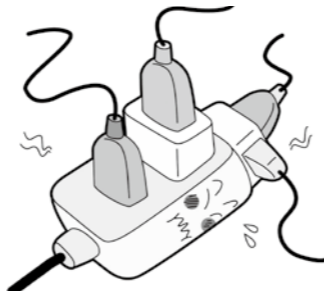
特に普段目につかない、隠れているコンセントに注意してください。



◆タコ足配線に注意

家庭の中には電気製品がたくさんあります。どうしてもタコ足配線になりがちです。やむを得ずテーブルタップ等で配線をする場合は、次のことに注意してください。

- ①一か所のコンセント差し込み口に集中して配線せずに、なるべく分散して配線するようにしましょう。
- ②時々テーブルタップを確認して下さい。タップ本体が熱くなっていたら、危険信号です。

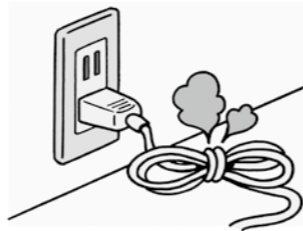


◆電気配線に注意

電気配線の中が傷つくと、熱を持ったりショートしたりして、火災になることがあります。

- ①電気配線を重い物で踏みつけていませんか？
- ②電気配線を束ねていませんか？

束ねると、中の配線が傷ついてしまったり、熱を持つ場合があります。



〈問合せ先〉

- むつ消防署 ☎22-1680
- 川内消防分署 ☎42-3215
- 脇野沢消防分署 ☎44-2020
- 大畑消防署 ☎34-2233
- 大湊消防署 ☎24-2091

目指せ 減量 資源回収に ご協力を！	むつ市月間ごみ総排出量		平成 25 年 12 月分 市環境政策課調べ	
	12 月の値	(前年同月比)	【参考】一人一日	
総排出量	2,297 t	(+109)	あたりの排出量	
資源ごみ回収量	183 t	(-42t)	H23 全国平均	
資源ごみ回収割合	8.0 %	(-2.3%)	975 g/日	
市民一人一日 あたりの排出量	1,187 g/日	(+71g/日)	H23 青森県平均	
			1,038 g/日	

むつ 市政だより 有料広告募集中！

市政だよりに広告を掲載しませんか？

- ☆下 1 段（縦 5.2cm × 横 18.1cm）………31,500 円
 - ☆下 1 段の 1/2（縦 5.2cm × 横 9.0cm）………15,750 円
- 〈詳しくは〉市秘書広聴課広報広聴担当 ☎ 22-1111 内線 2152

家庭の生ごみを手軽に減量 堆肥として活用 ダンボールコンポスト モニター結果

市では、ごみの減量化・資源化を図るため、家庭から出る生ごみを手軽に減量し、新たな資源（堆肥）として活用できる『ダンボールコンポスト』の取組を進めています。

今年度は、ダンボールコンポストの取組を報告していただくモニターを講習会等で募集し、66 人の方々にご協力いただきました。モニターのみなさまの結果をご紹介しますので、これからはじめようという方はぜひ参考にしてください。

現在もモニターは募集中ですので、興味のある方は廃棄物対策課までご連絡ください！

町内会や各種団体への出前講座も行なっています！

〈アンケート結果〉

①住宅の形態は？	一戸建て	アパート	その他			
	91%	6%	3%			
②応募理由は？	堆肥を作ってみたい	生ごみを有効に活用したい	生ごみが減量できるか試したい	その他		
	36%	31%	22%	11%		
③試した期間は？	1 か月	2 か月	3 ヶ月	その他		
	15%	15%	58%	12%		
④置き場所は？	物置小屋	玄関・風除室	車庫	ベランダ	台所	その他
	30%	24%	16%	3%	3%	24%
⑤投入した生ごみの量は？	10 kg 未満	10 kg ~ 20 kg	21 kg ~ 30 kg	31 kg ~ 40 kg	41 kg ~ 50 kg	その他
	34%	33%	15%	12%	3%	3%
⑥もえるごみの量は？	かなり減った	少し減った	変化なし	その他		
	34%	33%	30%	3%		
⑦困ったことは？	温度管理	臭い	虫の発生	なし	その他	
	35%	20%	10%	12%	23%	
⑧今後は？	継続したい	どちらとも言えない	やりたくない			
	46%	42%	12%			

〈主な感想〉

- ・ダンボールコンポストを始めてから、もえるごみをほとんど出さなくなった。
- ・手間はかかるが、その分愛着がわいた。
- ・お金をかけずにごみの処理ができたし、肥料もできた。
- ・半信半疑で始めたが、本当にごみが減り、肥料もできてびっくりした。
- ・間口の広いダンボール箱がかき混ぜやすくやりやすかった。
- ・外出することが多く毎日のかき混ぜが大変だった。
- ・しっかりしたダンボール箱を選ばないとふやけてきて大変だった。
- ・虫が発生したが、温度管理することでいなくなった。
- ・冬期間は温度管理が難しくできなそう。
- ・かき混ぜる際、基材がパサつき粉が舞っていたが、水分を加えたら良くなった。



〈問合せ・申込先〉
市環境政策課廃棄物対策担当
☎22-1111 内線 2462

市ホームページ バナー広告募集中！

市公式ホームページ 月平均アクセス数(平成 25 年 1 月～12 月) 約 45,000 アクセス

※バナー広告のアクセス数を保証するものではありません。

☆掲載枠数… 7 枠 ☆掲載場所… トップページ右側

むつ市役所

検索

☆掲載料金… 10,000 円(月の初日から末日までの 1 か月)

☆申込方法… 掲載希望月の前月の 10 日までに「むつ市公式ホームページ広告掲載申込書」に記載のうえ、広告データを添えてお申し込みください。 ※詳しくは市ホームページのバナー広告募集のページをご覧ください。

〈詳しくは〉市秘書広聴課広報広聴担当 ☎22-1111 内線2152 市ホームページ <http://www.city.mutsu.lg.jp/>

むつ市議会だより 第218回定例会



むつ市議会第218回定例会が、去る11月27日から12月20日までの24日間の会期で開かれました。今定例会には75議案が上程されましたが、2議案が撤回となり、73議案の審議の結果、それぞれ可決・同意されました。

なお、第217回定例会において、懲罰特別委員会に付託されました横垣成年議員に対する懲罰動議については、審査の結果、公開の議場における戒告の懲罰を科すことに決定しました。

また、第218回定例会において、懲罰特別委員会に付託されました横垣成年議員に対する懲罰動議については、審査の結果、一定期間の出席停止の懲罰を科すこととし、その期間については、1日とすべきものと決定しました。

各委員長報告

総務教育常任委員会

総務教育常任委員会に付託されました議案17件について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、12月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果、付託されました議案のうち議案第79号、議案第81号、議案第82号および議案第90号の4議案については、反対討論がありました。賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか13議案については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程において出されませんでした主な質疑等は次のとおりです。

まず、議案第77号、議案第79号から議案第82号までおよび議案第89号から議案第92号までについては、理事者側から、消費税および地方税法の一部改正による消費税等の税率の引き上げに伴い、来年4月1日からの使用料の額を改定するためのものであるとの説明がありましたので先に報告し、以下においてこの部分

は省略しております。

初めに、議案第72号 むつ市史編さん委員会条例についてでありますが、理事者側から、市史の編さんに関する事項について調査、研究および審議をするため、委員会を附属機関として設置するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、編さん期間内の総経費と編さんした後の市史の配置場所について質疑があり、理事者側から、編さん期間内の総経費についてはまだ積算をしていないが、県内において最近編さん事業を実施した弘前市および平内町では編さん期間が5年から7年で、報酬および執筆料等を合わせて3千数百万円から約4千万円となっていることから、当市でも同程度となるのではないかと考えている。また、配置場所については、市の関連施設や教育施設等を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第73号 むつ市地域の元気臨時交付金基金条例について、理事者側から、地域の元気臨時交付金を地域経済の活性化に資する公共施設の整備等に活用するため、基金を創設するものであるとの説明がありました。これに対し委員から、基金に積み立てた交付金は、平成26年度

のどの事業に充当する予定なのかとの質疑があり、理事者側から、現在来年度の予算編成中のため充当する事業は決めていないが、過疎債や合併特例債等以外の財源措置がない起債対象事業に充当して財政負担の軽減を図りたいとの答弁がありました。

次に、議案第74号 むつ市税条例の一部を改正する条例について、理事者側から、地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しならびに公社債等および株式等に係る配当所得等に対する課税の範囲について改正するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、上場株式等に係る配当所得や特定公社債等の利子および譲渡所得について、納税者は負担増となるのかとの質疑があり、理事者側から、公社債等については非課税から課税対象となったが、損益通算の可能範囲も拡大されていることから一概に税の負担増にはならないとの答弁がありました。

次に、議案第76号 特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、理事者側から、地方税法の一部改正に伴い、特別災害による被害者に対する

市税の減免措置の対象となる者に係る配当所得等の金額に関する規定について改正するためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第77号 むつ市行政財産目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例について、理事者側からの説明に対し委員から、目的外使用の件数と消費税の影響額について質疑があり、理事者側から、件数については庁舎内にある自動販売機や金融機関のATMなど市全体として54件で、自動販売機等の設置者に対する消費税の影響額としては5万円程度を見込んでおり、市民への影響はないものと思われるとの答弁がありました。

次に、議案第79号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例について、理事者側からの説明に対し委員から、増税による市民負担の影響額について質疑があり、理事者側から、平成24年度決算の実績を踏まえ、平成26年4月から年間1万2千円程度増える見込みであるとの答弁がありました。

次に、議案第80号 むつ市脇野沢地域交流センター条例の一部を改正する条例について、理事者側からの説明に対し委員から、

増税による市民負担の影響額について質疑があり、理事者側から、平成24年度決算の実績額がゼロであり、平成26年度も市民負担はないものと思われるとの答弁がありました。

次に、議案第81号 むつ市海と森ふれあい体験館条例の一部を改正する条例について、理事者側からの説明に対し委員から、増税による市民負担の影響額について質疑があり、理事者側から、平成24年度決算の実績を踏まえ、平成26年4月から年間40円程度増える見込みであるとの答弁がありました。

次に、議案第82号 むつ市下北自然の家条例の一部を改正する条例について、理事者側からの説明に対し委員から、増税による市民負担の影響額について質疑があり、理事者側から、平成24年度決算の実績を踏まえ、平成26年4月から年間2万9千760円程度増える見込みであるとの答弁がありました。

次に、議案第89号 むつ市城ヶ沢地区集会所条例の一部を改正する条例について、理事者側からの説明に対し委員から、増税による市民負担の影響額について質疑があり、理事者側から、平成24年度決算の実績額がゼロであり、平成26年度も市民負担

はないものと思われるとの答弁がありました。

次に、議案第90号 むつ市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について、理事者側からの説明に対し委員から、増税による市民負担の影響額について質疑があり、理事者側から、平成24年度決算の実績を踏まえ、平成26年4月から年間1千300円程度増える見込みであるとの答弁がありました。

次に、議案第91号 むつ市大畑地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について、理事者側からの説明に対し委員から、増税による市民負担の影響額について質疑があり、理事者側から、平成24年度決算の実績を踏まえ、平成26年4月から年間30円程度増える見込みであるとの答弁がありました。

次に、議案第92号 むつ市脇野沢地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について、理事者側からの説明に対し委員から、増税による市民負担の影響額について質疑があり、理事者側から、平成24年度決算の実績を踏まえ、平成26年4月から年間510円程度増える見込みであるとの答弁がありました。

次に、議案第129号 むつ市市民歌制定委員会条例を廃止

する条例について、理事者側から、本年8月に答申を終え、9月1日付けで市民歌の制定を終えたことから、同条例を廃止するためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第130号 指定管理者の指定について、理事者側から、むつ市下北自然の家の指定管理者に、一般財団法人むつ市教育振興会を指定するためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第139号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更について、理事者側から、財政運営上有効な過疎債を活用するため、平成22年度に策定したむつ市過疎地域自立促進計画の一部を変更するものであり、川内、大畑、脇野沢の各診療所における医療機器を整備するため、当該計画に項目を追加するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、各診療所の医療機器の整備について来年度以降も過疎債を活用するののかとの質疑があり、理事者側から、随時経過年数等を考慮しながら更新する予定と聞いており、その際には過疎債が活用されるものと思われるとの答弁がありました。

産業建設常任委員会

産業建設常任委員会に付託されました議案39件について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、12月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果、付託されました議案のうち議案第115号、議案第118号および議案第120号の3議案については、反対討論がありました。賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか36議案については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程において出されませんでした主な質疑等は次のとおりです。

まず、議案第78号、議案第96号から議案第98号まで、議案第101号から議案第114号まで、議案第116号、議案第117号、議案第119号、議案第121号から議案第123号まで、議案第125号および議案第126号については、理事者側から、消費税法および地方税法の一部改正による消費税等の税率の引き上げに伴い、来年4月1日からの使用料等の額を改定するためのものであるとの説明がありましたので先に報告し、以下においてこの部分は省略しております。

初めに、議案第78号 むつ市みどりのさきもり館条例の一部を改正する条例、議案第96号 むつ市駅前広場条例の一部を改正する条例、議案第97号 むつ市イベント広場条例の一部を改正する条例、議案第98号 むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場条例の一部を改正する条例、議案第101号 むつ市野菜集荷貯蔵施設条例の一部を改正する条例、議案第102号 むつ市林業研修集会施設条例の一部を改正する条例および議案第103号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例についてであります。これら7議案については、理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。



次に、議案第104号 むつ市営脇野沢家畜管理施設条例の一部を改正する条例について、理事者側からの説明に対し委員から、使用料引き上げによる影響について質疑があり、理事者側から、農家の利用割合は少ないので、大きな影響はないものと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第105号 むつ市脇野沢畜産流通加工施設及び農村活性化施設条例の一部を改正する条例、議案第106号 むつ市酪農研修センター条例の一部を改正する条例、議案第107号 むつ市地域特産品生産施設条例の一部を改正する条例、議案第108号 むつ市宮後ふれあい牧場条例の一部を改正する条例および議案第109号 むつ市漁港管理条例の一部を改正する条例についてありますが、これら5議案については、理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第110号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例について、理事者側からの説明に対し、地方税法の一部改正に伴い、むつ地区および大畑地区の公共下水道事業に係る受益者負担金の延滞金の割合を市税の延滞金の割合とするための説明がありましたが、委員からはありませんでした。

次に、議案第111号 むつ市脇野沢海づり公園条例の一部を改正する条例、議案第112号 むつ市マリンハウス脇野沢条例の一部を改正する条例、議案第113号 むつ市産業会館条例の一部を改正する条例および議案第114号 むつ市観光物産館条例の一部を改正する条例についてであります。これら4議案については、理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第115号 むつ市脇野沢温泉条例の一部を改正する条例について、理事者側から、消費税率の引き上げに伴い、温泉施設の使用料について所要の改定を行うほか、75歳以上の市内居住者を100円とし、障害者手帳の交付を受けている者を無料とするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、当該施設の来年度の運営形態について質疑があり、理事者側から、直営での運営となり、これまでどおり週3日の営業を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第116号 むつ市脇野沢野営場条例の一部を改正する条例について、理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

また、同じ委員から、訓練可能な職種および資格取得について質疑があり、理事者側から、県知事の認定を受けている職業訓練は木造建築科、建築板金科、木工科、左官・タイル施工科および美容科であり、資格については同校で取得できるものではなく、それぞれが資格試験を受けることになるとの答弁がありました。

さらに別の委員から、指定管理者の収支計画で平成27年度と平成28年度の差が大きい理由について質疑があり、理事者側から、低迷する経済状況の中で市内企業の新規雇用が進まず訓練生が集まらないことから平成27年度までは休校とし、平成28年度から再開する計画となっているためであるとの答弁がありました。

次に、議案第132号 指定管理者の指定について、理事者側から、むつ職業能力開発校の指定管理者に、職業訓練法人むつ職業能力開発協会を指定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、同校卒業生の就職状況について質疑があり、理事者側から、同校は事業主等が従業員の能力向上を図るために使用する施設であり、就職を目的とした施設ではないとの答弁がありました。

がありました。

次に、議案第117号 むつ市温泉事業条例の一部を改正する条例について、理事者側からの説明に対し委員から、ポンプの大規模改修後の状況について質疑があり、理事者側から、温泉の供給に大きな支障を与えるような問題は発生していないとの答弁がありました。

次に、議案第118号 むつ市ふれあい温泉川内条例の一部を改正する条例について、理事者側から、消費税率の引き上げに伴い、温泉施設の使用料について所要の改定を行うほか、75歳以上の市内居住者を100円とし、障害者手帳の交付を受けている者を無料とするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、75歳以上の利用者から100円を徴収する理由について質疑があり、理事者側から、高齢化社会に伴い無料となる利用者が増加する一方、有料の利用者は減少していく見込みであり、施設の維持管理のため、75歳以上の利用者にも負担していただくこととしたものであるとの答弁がありました。

次に、議案第119号 むつ市陶芸品生産施設条例の一部を改正する条例について、理事者側からの説明に対し、委員から

ありませんでした。

次に、議案第117号 むつ市温泉事業条例の一部を改正する条例について、理事者側からの説明に対し委員から、ポンプの大規模改修後の状況について質疑があり、理事者側から、温泉の供給に大きな支障を与えるような問題は発生していないとの答弁がありました。

次に、議案第118号 むつ市ふれあい温泉川内条例の一部を改正する条例について、理事者側から、消費税率の引き上げに伴い、温泉施設の使用料について所要の改定を行うほか、75歳以上の市内居住者を100円とし、障害者手帳の交付を受けている者を無料とするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、75歳以上の利用者から100円を徴収する理由について質疑があり、理事者側から、高齢化社会に伴い無料となる利用者が増加する一方、有料の利用者は減少していく見込みであり、施設の維持管理のため、75歳以上の利用者にも負担していただくこととしたものであるとの答弁がありました。

次に、議案第119号 むつ市陶芸品生産施設条例の一部を改正する条例について、理事者側からの説明に対し、委員から

また、同じ委員から、利用料金の実績について質疑があり、理事者側から、平成24年度は6万円、平成23年度は10万3千円であるとの答弁がありました。

次に、議案第136号 指定管理者の指定について、理事者側から、むつ市水川目地区堆肥センターの指定管理者に、農事組合法人水川目酪農を指定するためのものとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第137号 指定管理者の指定について、理事者側から、むつ市マリンハウス脇野沢およびむつ市脇野沢流通センターの指定管理者に、脇野沢村漁業協同組合を指定するためのものとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第138号 指定管理者の指定について、理事者側から、むつ市ふれあい温泉川内外3施設の指定管理者に、むつ市川内町商工会を指定するためのものとの説明がありました。

これに対し委員から、平成24年度の収支状況について質疑があり、理事者側から、全体で208万9千円の赤字であった

の質疑等はありませんでした。

次に、議案第120号 むつ市湯野川温泉濃々園条例の一部を改正する条例について、理事者側から消費税率の引き上げに伴い、温泉施設の使用料について所要の改定を行うほか、75歳以上の市内居住者を100円とし、障害者手帳の交付を受けている者を無料とするものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第121号 むつ市脇野沢流通センター条例の一部を改正する条例、議案第122号 むつ市脇野沢リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例および議案第123号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例についてであります。これら3議案については、理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第124号 むつ市道路路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、理事者側から、消費税法および地方税法の一部改正に伴い、道路占用料について所要の改定をするほか、督促手数料および延滞金について条文整備をし、また、道路法施行令の一部改正に伴い、太陽光発電設備および風力発電設備なら

との答弁がありました。

また、別の委員から、その他の収入について質疑があり、理事者側から、野平高原交流センターでの飲食物の販売収入や物産の販売手数料であるとの答弁がありました。

次に、議案第140号 市道路線の認定について、理事者側から、農道として管理していた戸沢・板子塚線および開発行為により市に帰属した8路線を市道として認定するためのものがあるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

民生福祉常任委員会

民生福祉常任委員会に付託されました議案13件について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、12月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果、付託されました議案のうち議案第83号から議案第88号まで、議案第93号、議案第94号および議案第100号の9議案については、反対討論がありませんでしたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと

決定し、ほか4議案については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。審査の過程において出されませんでした。主な質疑等は次のとおりです。

まず、議案第83号から議案第88号まで、議案第93号および議案第100号については、理事者側から、消費税法および地方税法の一部改正による消費税等の税率の引き上げに伴い、来年4月1日からの使用料等の額を改定するためのものであるとの説明がありましたので先に報告し、以下においてこの部分は省略しております。

初めに、議案第75号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、理事者側から、地方税法の一部改正に伴い、上場株式等に係る配当所得等の分離課税の対象に特定公社債の利子等を追加するため所要の条文整備をするものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第83号 むつ市釜臥山スキー場条例の一部を改正する条例について、理事者側からの説明に対し委員から、ここ数年の利用状況について質疑があり、理事者側から、リフトの利用実績として、平成24年度は稼

働日数が76日で延べ19万4千60人、平成23年度は87日で延べ18万4千932人、平成22年度は65日で延べ18万1千490人であるとの答弁がありました。

次に、議案第84号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例および議案第85号 むつ市かまふせビレッジ条例の一部を改正する条例についてでありましたが、これら2議案については、理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第86号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例について、理事者側からの説明に対し委員から、閉鎖となつたむつ市体育館の料金を設定すること

について質疑があり、理事者側から、むつ市市民体育館は閉鎖となつたものの、名称および位置はそのまま、行政財産としては建物も存続していること、また、仮に新体育館が建設された時点で遡及して使用料を改定することがないよう、市内のほかの施設と同様に今回の消費税法等の改正に伴う使用料の改定を行うことを総合的に判断したとの答弁がありました。

次に、議案第87号 むつ市ウエルネスパーク条例の一部を改正する条例について、理事者側からの説明に対し委員から、ウエルネスパークの指定管理者が、独自に設定している料金の消費税率改定の取り扱いについて質疑があり、理事者側から、消費税率改定を上げる措置を取らざるを得ないという考えはあるものの、指定管理の際の利用料金については、条例の範囲で指定管理者が定められるという条項もある

ので、今後決定される指定管理者と協議をしていくことになるとの答弁がありました。

次に、議案第88号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例について、理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第93号 むつ市老人憩の家条例の一部を改正する条例について、理事者側からの説明に対し委員から、市民の利便性を考慮して、今までもおり消費税を含んだ内税で処理し、端数のつかない料金設定にできなかったのかとの質疑があり、理事者側から、消費税の取り扱いについては庁内の政策調整会議で協議し、原則として使用料の多寡によらず消費税の引き上げ分を反映させることに統一したものであり、今まで内税としていた金額を割返した原価に新たな消費税率8パーセントを乗

じ10円未満は切り捨てし、10円単位で設定したものであるとの答弁がありました。

次に、議案第94号 むつ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について、理事者側から、市内のほかの温泉施設と基準の統一を図るため、市内に居住する75歳以上の者を1000円とし、障害者手帳の交付を受けている者を無料とするほか、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありました

が、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第99号 むつ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、理事者側から、地方税法の一部改正に伴い、保険料に係る延滞金の割合の取り扱いについて市税の例に合わせて行うため改正するものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第100号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、理事者側からの説明に対し委員から、質疑等はありませんでした。

次に、議案第131号 指定管理者の指定について、理事者側から、むつ市ウエルネ

スパークの指定について、理事者側から、むつ市ウエルネスパーク条例の一部を改正する条例について、理事者側からの説明に対し委員から、市民の利便性を考慮して、今までもおり消費税を含んだ内税で処理し、端数のつかない料金設定にできなかったのかとの質疑があり、理事者側から、消費税の取り扱いについては庁内の政策調整会議で協議し、原則として使用料の多寡によらず消費税の引き上げ分を反映させることに統一したものであり、今まで内税としていた金額を割返した原価に新たな消費税率8パーセントを乗

せ、個人市民税の公的年金からの特別徴収制度ならびに公社債等および株式等に係る所得に対する課税について改正するためのもの

次に、議案第144号 平成25年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、理事者側から、決算見込みにより介護納付金および共同事業拠出金等は減額するものの、国庫負担金の精算に伴う償還金等の増額により、歳入歳出と

るほか、所要の条文整備をするためのもの

むつ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

地方税法の改正に伴い、市税の例に準じて保険料に係る延滞金の割合を引き下げるためのもの

むつ市都市公園条例の一部を改正する条例

消費税法及び地方税法の改正による消費税等の税率の引上げに伴い、4月1日からの規定について改正するためのもの

むつ市漁港管理条例の一部を改正する条例

消費税法および地方税法の改正による消費税等の税率の引上げに伴い、4月1日からの規定について改正するためのもの

むつ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

市内の75歳以上の者および障害者手帳の交付を受けている者に係る使用料の額を改定する

基礎金

地域の元気臨時交付金を地域経済の活性化に資する公共施設の整備等に活用するため、基金を設置するもの

むつ市条例の一部を改正する条例

基礎金

地域の元気臨時交付金を地域経済の活性化に資する公共施設の整備等に活用するため、基金を設置するもの

むつ市条例の一部を改正する条例

基礎金

地域の元気臨時交付金を地域経済の活性化に資する公共施設の整備等に活用するため、基金を設置するもの

むつ市条例の一部を改正する条例

基礎金

地域の元気臨時交付金を地域経済の活性化に資する公共施設の整備等に活用するため、基金を設置するもの

むつ市条例の一部を改正する条例

基礎金

地域の元気臨時交付金を地域経済の活性化に資する公共施設の整備等に活用するため、基金を設置するもの

むつ市条例の一部を改正する条例

基礎金

地域の元気臨時交付金を地域経済の活性化に資する公共施設の整備等に活用するため、基金を設置するもの

むつ市条例の一部を改正する条例

基礎金

地域の元気臨時交付金を地域経済の活性化に資する公共施設の整備等に活用するため、基金を設置するもの

むつ市条例の一部を改正する条例

よび障害者手帳の交付を受け
ている者に係る使用料の額を
改定するためのもの

▼むつ市温泉事業条例の一部を
改正する条例
消費税法及び地方税法の改正
による消費税等の税率の引き
上げに伴い、4月1日からの
権利金および使用料の額を改
定するためのもの

▼むつ市ふれあい温泉川内条例
の一部を改正する条例
消費税等の税率の引き上げに
伴い使用料の額を改定し、な
らびに市内の75歳以上の者お
よび障害者手帳の交付を受け
ている者に係る使用料の額を
改定するためのもの

▼むつ市湯野川温泉濃々園条例
の一部を改正する条例
消費税等の税率の引き上げに
伴い使用料の額を改定し、な
らびに市内の75歳以上の者お
よび障害者手帳の交付を受け
ている者に係る使用料の額を
改定するためのもの

▼むつ市道路占用料徴収条例の
一部を改正する条例
消費税法及び地方税法の改正
に伴う条文整備、道路法施行
令の一部改正に伴う占用物件
および占用料の額の改正等を
するためのもの

▼むつ市下水道条例の一部を改
正する条例
消費税法及び地方税法の改正
に伴い、下水道使用料に加算
される消費税等について所要
の改正をするほか、条文整備
をするもの

▼むつ市漁業集落排水処理施設
条例の一部を改正する条例
消費税法及び地方税法の一部
改正に伴い、下水道使用料に
加算される消費税等について
所要の改正をするほか、条文
整備をするもの

▼むつ市都市計画下水道事業受
益者負担金条例の一部を改正
する条例
地方税法の改正に準じ、受益
者負担金に係る延滞金の割合
を引き下げるためのもの

▼むつ市下水道事業等受益者分
担金条例の一部を改正する条例
地方税法の改正に伴い、市税
の例に準じて受益者分担金に
係る延滞金の割合を引き下げ
るためのもの

▼むつ市市民歌制定委員会条例
を廃止する条例
新たにむつ市民歌を制定した
ことに伴い、条例を廃止する
ためのもの

正する条例

▼むつ市観光物産館条例の一部
を改正する条例
▼むつ市脇野沢野営場条例の一
部を改正する条例

▼むつ市陶芸品生産施設条例の
一部を改正する条例
▼むつ市脇野沢流通センター条
例の一部を改正する条例

▼むつ市脇野沢リフレッシュセン
ター条例の一部を改正する条例
▼むつ市観光遊覧船条例の一部
を改正する条例

▼指定管理者の指定について
むつ運動公園外3施設の指定
管理者を指定するためのもの

▼平成25年度むつ市一般会計補
正予算(4億3千445万円
の増額補正)

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

一般質問

一般質問は12月6日、9日、
10日の3日間行われました。

◎演 田 栄 子
(質問順・敬称略)

▼10年後の街づくりに向けて
・農産物加工業の現状と今後の方
向性を問う
・水産物加工業の現状と今後の方
向性を問う
・沿岸海域の漁場づくりと今後
の方向性を問う

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの

▼指定管理者の指定について
むつ市水川目地区堆肥セン
ターの指定管理者を指定する
ためのもの



消費生活センターだより

Vol.19 振り込め詐欺撃退！ 「迷惑電話チェッカー」 無料モニター募集

振り込め詐欺や悪質な勧誘等による消費者被害は、その多くが電話によるものがきっかけです。特に、60歳以上の方が被害に遭われることが多いようです。そこで、市では、新たな対策として、(株)ウィルコム「迷惑電話チェッカー」という機器を2年間無料で使用できるモニターを募集します。

〈迷惑電話チェッカーとは〉

警察などの行政機関から提供された迷惑電話番号などをもとに迷惑電話と判定された最新リストが、「迷惑電話チェッカー」に自動配信されることで、今まで着信がなかった電話からの迷惑電話でも、自動で判別し、シャットアウトすることが可能になる機器です。電話の危険度は、ランプの光る色と音声案内で使用者にお知らせします。

- 〈モニター期間〉 設置日～平成28年1月末日
- 〈募集期間〉 2月17日(月)～3月14日(金)
- 〈募集数〉 100名(先着申込順)
- ※募集期間内でも100台を超えた場合は受付を終了します。
- 〈対象〉 次の要件にすべてあてはまる方

1. 市内に住民登録されている60歳以上の方のいる世帯の方(1世帯につき1台)
 2. ご自宅の電話で「番号表示サービス(注)」を利用(予定)している方
 3. モニター期間中、アンケートに協力できる方
 4. 機器の取付をご自分やご家族等でできる方
- (注)「番号表示サービス」とは、着信時に相手の電話番号が電話機に表示されるサービスです。(料金：ご利用の電話会社にご確認ください)。

〈申し込み場所〉

むつ市消費生活センター・各分庁舎産業建設課
(必要なもの) 窓口にいりした方の本人確認ができるもの(健康保険証・運転免許証等)をご持参ください。(代理申請可)



〈注意〉

この機器を設置することにより、すべての悪質な電話を防げるわけではありません。身に覚えのない電話番号からの着信には常に慎重に対応しましょう。モニター期間終了後は、月額使用料(基本料金210円/月+オプション料490円/月、合計700円/月)を負担することで使用を継続することができます。モニター期間終了前に、(株)ウィルコムから確認のご連絡をいたします。使用を継続しない場合は、使用者が機器を(株)ウィルコムへ直接返却してください。(送料は使用者負担となります)

〈詳しくは〉
市消費生活センター(市商工観光課内)
☎22-1353(直通)または☎22-1111内線2644

- ・災害時の現計画は機能するか
- ・の検証について
- ・漁労用船舶との連携について
- ・地域の災害弱者をどのように避難させるか
- ・災害弱者の災害に対する事前準備について
- ・避難場所と備えについて住民や災害弱者に周知されているか
- ・災害弱者との災害時の連携体制について
- ・災害弱者を含む地域住民と連携した避難訓練について

- ◎鎌田 ちよ子
- ・高齢者施策について
- ・認知症施策推進5か年計画について
- ・不妊症施策について
- ・相談体制・相談窓口の設置について
- ・助成事業導入について
- ・児童虐待防止について
- ・児童虐待の実態について
- ・行政・学校・医療機関・地域の連携構築について
- ・養育支援訪問事業について
- ・こんには赤ちゃん事業について
- ◎横垣 成年
- ・児童の受け入れの現状について
- ・小学校新入生(1年生)の4月1日からの受け入れについて
- ・市営住宅について
- ・大湊上町市営住宅の坂道対策について
- ・関根鳥沢海岸の砂浜流出防止対策事業について
- ・砂浜の消失原因について
- ・9月7日の公共事業評価委員会で、むつ市が「推進すべき」と表明した理由について
- ・サケ・マスの養殖事業について
- ・サケ・マスの養殖事業の現状について
- ・サケ・マスが自然に産卵できる川の現状と川の再生について
- ・指定管理者制度について
- ・同制度の諸問題について
- ◎工藤 孝夫
- ・市の施設の維持管理について
- ・使用される見通しのない施設について
- ・今後の計画について
- ・福祉行政について
- ・敬老会に関するアンケート結果について
- ・今後の方針について
- ◎斉藤 孝昭
- ・空き家等の適正管理に関する条例について
- ・「空き家等の適正管理に関する条例」施行後の現状と課題について
- ①危険空き家への対応状況はどうか。また、対応の

- ・際の課題は何か
- ②空き家条例の効果と今後の方向性をどのように考えているのか
- ・指定管理や業務委託等について
- ・指定管理や業務委託等の行政サービスのチェックについて
- ①指定管理者の評価やそのための手法はどのように行なわれているのか
- ②指定管理者が変わった時の引き継ぎ手法は確立されているのか
- ③協野沢加工センターの現状と課題は何か。また、課題解決に向けた取り組み状況はどうなっているのか
- ◎菊池 光弘
- ・観光振興について
- ・アゲハ夜景について
- ・ゆるキャラについて
- ・除排雪作業について
- ・シルバー人材センターの除排雪作業について
- ・ボランティアによる除排雪作業について
- ◎大瀧 次男
- ・新むつ市保育再編計画について
- ・後期計画について
- ・職員の今後について
- ◎市民協働条例を制定する考えはないか
- ・市民協働条例を制定する考えはないか
- ◎空の家対策について

- ・積雪期を迎え、市内に倒壊の危険がある建物が何棟位あるか
- ・方が、雪害により倒壊建物が出た場合、市としては、どのような対応を考えているか
- ・条例制定後、補修・解体の指示、勧告、命令を発した例はあるか
- ・条例の効果を求めるために、助成策を講ずる考えはないか
- ◎中村 正志
- ・体育施設整備について
- ・各種施設整備を計画的に進めるための市としての考え方について
- ・むつ市国民健康保険財政健全化指針について
- ・むつ市一般会計からの法定外繰り入れについて
- ・教育行政について
- ・いじめ防止対策推進法について
- ・就学援助について
- ・学力テスト成績公表について
- ・学力向上について
- ・自転車の安全運転指導について
- ◎目時 睦男
- ・指定管理者制度について
- ・指定管理者の公募・非公募の選定基準を設けているのか
- ・情報公開条例等、本市関係条例等へ具体的にどう対応しているのか
- ・指定管理者の選定手順をマニュアル化しているのか
- ・選定委員会委員に外部の有識

むつ市議会ホームページのご案内

むつ市議会ではホームページを開設し、市議会に関する各種情報を提供しています。ホームページでは合併以降に開催された本会議等の会議録も順次掲載しており、一般質問における質疑応答についても詳しく掲載しています。ぜひ一度ご覧ください。

むつ市ホームページ
<http://www.city.mutsu.lg.jp/> のバナーからアクセスしてください。

者(弁護士、公認会計士、専門家を選任する考えはないか) 選定委員会の会議録を市民等の閲覧に供する考えはないか) 応募団体等の個人情報保護管理はどのようにされているのか) 教育行政について) 教育委員会制度改革に対する市長の考えは) 学力テストの実施結果を学校教育にどう生かしているのか) 学力テストの結果公表について所信を問う

社会福祉法人 青森社会福祉振興団

みちのく十二林ショートステイ

ご家族の介護負担軽減のみならず、根拠を持ったケアで生活面から自立支援を促し、施設にいても在宅に戻っても、ご本人の生活を豊かにすることを目指しています。利用期間は利用目的にあわせ、相談に応じます。また、利用期間中も一階クリニックや外来リハビリを利用できます。

居室数/30室(全個室)
居室設備/ベッド・クローゼット
・テレビ・冷蔵庫・洗面台
・トイレ

入居者募集中

お問い合わせ TEL: 0175-23-1160

みちのくりハビリテーションセンター

【外来リハビリテーション】
医師の指示のもとで、理学療法士と作業療法士による身体機能の維持・回復などを目的としたリハビリを提供します。

【訪問リハビリテーション】
訪問リハビリでは、ご家庭での動作を中心にリハビリを提供します。自宅からの外出が難しい方でもリハビリを受けることができます。

【通所リハビリテーション】
午前か午後の、短時間のプログラムでリハビリを行います。ご自宅と施設間の送迎も行っています。

お問い合わせ TEL: 0175-23-1170

保健協力員活動紹介 ーその四ー

保健協力員が中心になり、健康づくりに関する学習会を各地区で開催しています。今回はその様子をお伝えします。お近くで開催する際には、回覧板などのご案内をしていますので、ぜひご参加ください。



排尿障害についての講演会



むつ総合病院糖尿病ケアチームを招いての学習会



牛乳を使った減塩食についての調理実習



ドームでの運動教室



家庭でできる運動の学習会



保健協力員の任期は2年で、平成26年4月に任期替えとなります。健康づくりに興味のある方、一緒に活動しませんか？

〈問合せ先〉
成人保健担当(内線 2577)

防災行政用無線情報テレフォンガイド

放送内容を確認できます

各地区放送内容の確認はこちらへどうぞ(自動音声)

むつ地区 ☎ 22-7400 川内地区 ☎ 42-3741

大畑地区 ☎ 34-3000 脇野沢地区 ☎ 44-3741

- ・テレフォンガイドの内容は、平日の午前8時30分～午後5時15分の間に更新しています。
- ・防災情報は、市ホームページおよび防災・かまふせメールでもお知らせしていますので、あわせてご利用ください。

〈詳しくは〉
市秘書広聴課 ☎ 22-1111 内線 2155
市ホームページ <http://www.city.mutsu.lg.jp/>
【防災・かまふせメール登録】
パソコン用 <http://anshin.city.mutsu.lg.jp>
携帯電話用 <http://anshin.city.mutsu.lg.jp/mutsuMob>

～これからの予防接種日程～

※川内診療所・大畑診療所・脇野沢診療所は、
10日前までに各庁舎市民福祉課へ予約が必要です

実施日	実施場所・受付時間
3月7日(金)	菊池医院 13:30～14:30
	ちばクリニック ※接種は15:30まで 14:00～15:00
	どんぐりこどもクリニック 14:00～15:00
3月12日(水)	※大畑診療所 14:45～15:00
	※脇野沢診療所 13:00～13:20
3月13日(木)	※川内診療所 13:30～13:50

四種混合・三種混合 ◎3か月～7歳6か月未満

実施日	実施場所・受付時間
3月28日(金)	菊池医院 13:30～14:30
	ちばクリニック ※接種は15:30まで 14:00～15:00
	どんぐりこどもクリニック 14:00～15:00

四種混合 ◎3か月～7歳6か月未満

実施日	実施場所・受付時間
3月6日(木)	※川内診療所 13:30～13:50
3月17日(月)	※脇野沢診療所 13:00～13:20
3月26日(水)	※大畑診療所 14:45～15:00

三種混合 ◎3か月～7歳6か月未満

実施日	実施場所・受付時間
3月5日(水)	※脇野沢診療所 13:00～13:20
3月19日(水)	※大畑診療所 14:45～15:00
3月20日(木)	※川内診療所 13:30～13:50

ポリオ ◎3か月～7歳6か月未満
四種混合 ◎3か月～7歳6か月未満
B C G ◎3か月～1歳未満

実施日	実施場所・受付時間
3月6日(木)	下北文化会館 予約時にお知らせします
3月19日(水)	下北文化会館 予約時にお知らせします

※市健康推進課への予約が必要です。

日本脳炎 ◎平成19年4月2日～23年1月生まれ

実施日	実施場所・受付時間
3月5日(水)	下北文化会館 13:15～13:30
3月20日(木)	下北文化会館 13:15～13:30

お元気ですか！ 保健コーナー

〈詳しくは〉市健康推進課 ☎ 22-1111
川内庁舎市民福祉課 ☎ 42-2111
大畑庁舎市民福祉課 ☎ 34-2111
脇野沢庁舎市民福祉課 ☎ 44-2111

健康教室・健康相談・健康診査
受付時間・実施場所
※健康診査は受付後、健診を開始します。

離乳食教室(初期) むつ地区

3月12日(水) 平成25年10月～11月生まれの乳児
10:00～10:10 下北文化会館集会娛樂室
10:20 教室開始 ※受付後身体測定を行います

赤ちゃん教室(アレルギー) むつ地区

3月12日(水) 平成25年6月～11月生まれの乳児
14:10～14:20 下北文化会館集会娛樂室
14:30～15:00 医師による講話

離乳食教室・赤ちゃん相談 川内・脇野沢地区

3月18日(火) 平成25年3月～11月生まれの乳児
10:00～10:10 川内庁舎
10:20 教室開始 ※受付後身体測定を行います

離乳食教室・赤ちゃん相談 大畑地区

3月14日(金) 平成25年6月～11月生まれの乳児
10:00～10:10 ふれあいかん
10:20 教室開始 ※受付後身体測定を行います

10か月児健康診査 むつ地区

3月11日(火) 平成25年5月生まれの乳児
12:50～13:00 下北文化会館

1歳6か月児健康診査 むつ地区

3月7日(金) 平成24年8月生まれの幼児
12:50～13:00 下北文化会館

2歳児健康診査 むつ地区

3月6日(木) 平成23年9月生まれの幼児
12:50～13:00 下北文化会館

3歳児健康診査 むつ地区

3月4日(火) 平成22年9月生まれの幼児
12:00～12:20 下北文化会館

健康なんでも相談 全地区

毎週月～金曜日 保健師や栄養士がご相談をお受けします
8:30～17:15 市健康推進課 ※祝日を除く

むつ市 情報ポケット

information

むつ市役所

0175-22-1111

info@city.mutsu.lg.jp

お知らせ

**保育料のお支払いは
お済みですか？**
～夜間・休日窓口開設～

納期限を過ぎた保育料はありませんか？ 市では、2月22日(土)から28日(金)までの期間、平日の窓口業務に加え、夜間や休日に窓口を開設し、保育料の納付を受け付けます。また、納付に関する相談も行なっています。仕事等で日中の納付が難しい方は、ぜひこの機会をご利用ください。

・納付書を紛失した場合は再発行しますのをご連絡ください。
・保育料の納付には、便利な口座振替の方法もありますので、ご検討ください。

【平日】午前8時30分～午後7時

【土・日曜】午前8時30分～午後5時15分

〈ごこけ市児童家庭課〉
市児童家庭課保育担当

☎22-1111 内線2522

「おひさまルーム」から
お知らせ

「おひさまルーム」では、病気の回復期にある児童を一時的に預かっています。また、「ファミリー・サポート・センター」は、子育ての支援を受けたい方と育児の援助を行いたい方がそれぞれ会員となり、地域で子育てを助け合った活動を行っています。

この度、同一の電話回線を受付等としていた2つの事業に、それぞれ専用電話を設置しました。利用には事前登録が必要となります。詳しくは、お問い合わせください。

〈問合せ先〉

おひさまルーム

☎31-0209(新番号)

ファミリー・サポート・センター

☎24-0605(変更前)

納税週間収納窓口開設

市では、毎月25日から末日までを納税週間として、夜間および休日に収納窓口を開設しています。日中の納付が難しい方は

むつ市老人クラブ連合会 「生きがいサークル」3月の日程

はじめて参加される方はあらかじめご連絡ください。なお、お花と手芸は材料費が必要です。

◆老人憩いの家『禄寿荘』(新町) ☎23-5800

お花教室	6日(木)・20日(木)
手芸教室	4日(火)・18日(火)
詩吟教室	7日(金)・28日(金)
踊り教室	12日(水)・26日(水)
お茶教室	13日(木)・27日(木)
習字教室	14日(金)
コーラス教室	3日(月)・17日(月)
ダンス教室	12日(水)・26日(水)
カラオケ教室	10日(月)・24日(月)
囲碁・将棋教室	4日(火)・18日(火)
着付教室	5日(水)・19日(水)

〈時間〉ダンス教室は午後1時～3時、カラオケ・囲碁・将棋教室は午後1時～4時、その他の教室は午前10時～正午

◆老人憩いの家『福寿荘』(川守町) ☎29-1800

詩吟教室	4日(火)・18日(火)
日舞教室	3日(月)・17日(月)
着付教室	11日(火)・25日(火)
唱歌教室	7日(金)
カラオケ教室	13日(木)・27日(木)

〈時間〉カラオケ教室は午後1時～4時、その他の教室は午前10時～正午
※各教室とも新しく会員を募集しています。「禄寿荘」「福寿荘」または各単位老人クラブ会長までお問い合わせください。

下北地域県民局県税部

☎22-8581 内線2110

むつ市税務署
所得税確定申告を
お忘れなく

○平成25年分所得税の確定申告(作成指導および受付)
2月17日(月)～3月17日(月)

午前9時～午後5時

※土曜・日曜を除く

※申告書の作成は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると便利です。

各種催し・講座等

太郎仁愛弟子貴太郎個展開催

〈ごこけ市立図書館〉

午前10時～午後4時

※最終日は午後3時まで

〈ごこけ市立図書館〉

どんな陶芸作品の展示

〈問合せ先〉
宮下 ☎090-33348-9032

むつ来さまい館だより

○フリーマーケット

午前9時～午後2時

〈ごこけ市立図書館〉

〈参加料〉1区画(2m×2m)

1千円

※通常第4日曜日に開催していますが、今月は土曜日開催となります。お間違えのないようご注意ください。

○津軽三味線ライブ

国内外で活躍している若手三味線奏者葛西頼之氏、藤原翼氏を迎え三味線ライブを開催。入場無料!

〈ごこけ市立図書館〉

午前9時～午後5時

〈ごこけ市立図書館〉

むつ来さまい館 ☎33-8191

小川町第一百合保育園
園舎解体前の見学会開催

小川町第一百合保育園は4年前に市立小川町保育所として開設し、現在園舎の老朽化のため改築中です。4月には、新園舎が完成し解体することになりましたので、旧小川町保育所および小川町第一百合保育園を卒業されたみなさまや地域のみなさまに懐かしい園舎や資料の見学会を開催します。

〈ごこけ市立図書館〉

午前9時～午後3時

〈問合せ先〉
小川町第一百合保育園

☎22-11689

小川町第一百合保育園

〈問合せ先〉
小川町第一百合保育園

☎22-11689

小川町第一百合保育園

〈問合せ先〉
小川町第一百合保育園

☎22-11689

小川町第一百合保育園

〈問合せ先〉
小川町第一百合保育園

☎22-11689

小川町第一百合保育園

〈問合せ先〉
小川町第一百合保育園

☎22-11689

小川町第一百合保育園

〈問合せ先〉
小川町第一百合保育園

☎22-11689

小川町第一百合保育園

〈問合せ先〉
小川町第一百合保育園

☎22-11689

小川町第一百合保育園

〈問合せ先〉
小川町第一百合保育園

☎22-11689

小川町第一百合保育園

〈問合せ先〉
小川町第一百合保育園

☎22-11689

小川町第一百合保育園

〈問合せ先〉
小川町第一百合保育園

☎22-11689

小川町第一百合保育園

〈問合せ先〉
小川町第一百合保育園

☎22-11689

小川町第一百合保育園

〈問合せ先〉
小川町第一百合保育園

☎22-11689

小川町第一百合保育園

お墓なんでも相談会 2/10～15

- 墓石価格の内訳
- お墓の移転費用
- 修理・クリーニング費用
- 新型デザインの機能性
- 石材品質の違い
- 地震保険の補償内容

見積無料! 電話の問合せOK! お待ちしております。

耐震墓石 小田桐石材 本店33-3166 大間37-5466
むつ市仲町15-8 小田桐石材 検索

アレルギー、湿疹、心身疲労、食欲不振に

呼吸や食事を通して、私たちの体には日々ゴミがたまります。細胞賦活用薬「ルミンA」で体内のゴミ掃除を!!

くすりの専門薬局 **おき薬局** ☎22-8150
〒035-0031 むつ市柳町1丁目2-24
ホームページ: http://www.oki-pharmacy.co.jp/

各種相談日程

法律相談 市秘書広聴課 ☎22-1111内線2155

3月28日(金) 場所は市民相談室。予約制です。相談可能時間は1人30分までとなります。

行政相談 市秘書広聴課 ☎22-1111内線2155

3月17日(月) 場所は市民相談室。行政が行う仕事についての各種相談を受けます。

行政相談 大畑庁舎管理課 ☎34-2111

3月14日(金) 場所は大畑庁舎2階第2会議室。行政が行う仕事についての各種相談を受けます。

人権相談 青森地方方法務局むつ支局 ☎23-3202

土・日・祝日を除く毎日 場所は下北合同庁舎2階相談室。家族間や近隣関係のこと、学校や職場内のことなどの相談を受けます。

心配ごと・結婚相談 むつ市社会福祉協議会相談所専用電話 ☎22-2731

月・水・金曜日 場所は社会福祉協議会(市役所本庁舎内)。祝日は休み。

教育相談 相談専用電話 ☎22-0974

土・日・祝日を除く毎日 場所は教育研修センター。予約制です。中学生までの教育に関する相談に応じています。

こころの健康相談 下北地域県民局地域健康福祉部(むつ保健所) ☎24-1231

毎月1回 場所は地域健康福祉部(むつ保健所)。予約制です。お問い合わせください。心の悩み、心の病気、認知症等の相談を随時受けます。

女性の健康相談 下北地域県民局地域健康福祉部(むつ保健所) ☎24-1231

3月20日(木) 場所は地域健康福祉部(むつ保健所)。予約不要。女性の心身の健康に関する相談に応じます。

暮らしとお金の安心相談会 消費者信用生活協同組合青森相談センター ☎017-752-6755

第3水曜日 場所は市役所本庁舎市民相談室。予約制です。借金など家計の悩みについての相談を受けます。

消費生活相談 むつ市消費生活センター ☎22-1353

土・日・祝日を除く毎日 場所は市役所本庁舎商工観光課内。契約や悪質商法、多重債務などの相談を受けます。

みちのくふるさと貢献基金 助成事業募集

資料請求・申込先 放送大学青森学習センター ☎0172-3810500

業等が地域の発展、地域貢献に資するために地域資源を活用・創造する活動や健康増進、医療、福祉、環境に関連する活動に對し、必要な費用を助成していただきます。

春季ナイターテニス教室(硬式)参加者募集

お詫びと訂正 1月20日(第804)号17ページの日本赤十字社社資のおつ市の合計金額

きもの 春の大創業祭 2月14日(金)~17日(月) 後藤 和希

女性のための 無料相談会開催

むつ市災害ボランティア研修会開催

下北文化会館 第4回サークル活動発表会「SHIMOKATSU」開催

募集します 放送大学4月入学生募集

1月7日(火)・8日(水)・11日(土) かきぞめ大会開催

市内の小・中学生を対象に毎年開催されている「かきぞめ大会」が行われました。

第三田名部小学校、川内公民館、大畑公民館および脇野沢地域交流センターの各会場には、あわせて207名の児童・生徒が参加し、学年毎に今年の課題に挑みました。こどもたちは、日頃の練習の成果を発揮すべく、お父さんやお母さん、友達などが見守る中、真剣な表情で筆を運んでいました。

今大会の上位入賞者については、次号の市政だよりで紹介する予定です。



1月12日(日) 平成26年むつ市成人式開催

平成26年むつ市成人式が下北文化会館で開催されました。

市内では668名が新成人を迎え、この日は430名が出席し、成人代表の弓田浩大さんと佐藤亜美さんから「成人としての決意を忘れず、責任を持ち、力強く、やさしく、たくましく生きていきます。」とあいさつがありました。



1月19日(日) むつ市消防団川内消防団出初式挙行

この日、川内消防団出初式が挙行され、宮下市長の観閲の中、川内地区の全分団による堂々とした分列行進が行われました。川内八幡宮境内では、まとい振り演技、梯子乗り演技が奉納されました。特に下北地区唯一の梯子乗り奉納は、



見事な演技を披露し、来賓や観客から大きな拍手が送られていました。また、参加した団員は、防火活動などへの決意を新たにしていました。

